

家族介護用品 支給事業について

要介護4または5と認定された人を在宅で介護している家族などに対して、経済的・精神的負担の軽減と在宅介護の継続を支援するため、介護用品を支給しています。

▼支給対象 ①要介護4または5と認定された人を在宅で介護している家族など ②介護される人の住所が市内にあること ③介護される人と介護する家族などがいずれも市民税非課税世帯の人。 ※介護している人の住所が市外にある場合は、申請時に世帯分の課税状況証明書が必要です。

▼支給品目 ①紙おむつ ②尿取りパット ③使い捨て手袋 ④清しき剤 ⑤ドライシヤン プー ⑥その他市長が必要であると認める介護用品（申請時にカタログのコピーが必要です）。

▼支給限度額 介護される人1人当たり月額6,250円。

▼支給方法 1回の申請につき、引換券6カ月分をまとめて受け取ることができ、1カ月ごとに事業所で現物と引き換えてください（発行は当該年度の3月までとなっておりますので、新年度は4月に申請する必要があります）。

▼申請方法 希望者は、申請書の提出が必要です。 ※入院した月と退院した翌月は支給対象となります。 ※要介護認定新規申請と変更申請の場合は、認定月から支給の対象となります。 ※詳細は本庁・高齢者支援課（内線1197）へお尋ねください。

浄化槽の手続きなどの 窓口を変更します

天草保健所で行っていた浄化槽を設置（廃止）するときの手続きなどの窓口が、4月1日から天草市役所・下水道課（本庁浄化センター内）へ変更になります。

※詳細は本庁・下水道課（本庁浄化センター内） ☎233498へお尋ねください。

小規模工事など契約 希望者の登録について

小規模工事等契約希望者の登録を行います。建設工事の入札参加資格審査（指名願）を提出していない人で、小規模工事等の受注・施工を希望する人を登録し、市が発注する小規模工事などについて業者選定の対象とする制度です。

前回は登録をした人も、有効期間が終了しますので、今回新たに登録をしてください。 ※市水道事業指定工事店や下水道排水設備指定工事店が施工の指定を受ける工事・修繕は除く。

〔小規模工事等希望業種〕

- 建築一式工事 ● 大工工事
- 左官工事 ● 電気工事 ● 管工事 ● タイル・レンガ・ブロック工事 ● 板金工事 ● ガラス工事 ● 塗装工事 ● 内装仕上工事 ● 電気通信工事 ● 造園工事 ● 建具工事 ● その他工事。

▼受付期間 4月1日①から同30日②まで。

▼有効期間 6月1日から平成27年5月31日まで。



成27年5月31日まで。

▼申込方法 本庁・契約検査課または各支所担当課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、同課へ提出してください。なお、申請書は市のホームページからも取得できます。

※詳細は本庁・契約検査課（内線1242）へお尋ねください。

牛深総合センターの休館日の 一部が変更になります

牛深総合センターは、月曜日が休館日ですが、同日が、国民の祝日や振替休日の場合、開館しています。

4月1日から、月曜日に開館した場合、翌日の火曜日が休館日となります。

なお、火曜日が祝日の場合は通常どおり開館します。

※詳細は牛深総合センター ☎2341991へお尋ねください。

柔道整復師（整骨院・接骨院）の正しいかかり方

柔道整復師（整骨院・接骨院）とは、骨折、脱臼、ねんざ、打撲や肉ばなれなどの痛みに対して施術を行う専門家であり、手術や薬の処方、レントゲン検査などは行えません。また、健康保険の使用に制限があります。施術を受ける前に確認して、正しく施術を受けてください。

健康保険が使える場合

- 外傷性の打撲・ねんざなど。
- 骨折・脱臼の応急処置（2回目以降は医師の同意が必要です）。

健康保険が使えない場合 （全額自己負担）

- 日常生活からくる疲れや単なる肩こり・腰痛など。
- スポーツや仕事・家事などによる筋肉疲労。
- 打撲やねんざが治った後のマッサージなど。
- 症状の改善が見られない長期にわたる施術。
- 過去の交通事故などによる後遺症。
- 病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）によるこりや痛み。
- 仕事や通勤途中に起きた負傷。



■施術を受けるときの注意

- ① 負傷原因を正確に伝えましょう。
- ② 同一の負傷について、病院での治療と重複はできません。重複した場合、原則として施術料は全額自己負担となります。
- ③ 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので医師の診断を受けましょう。
- ④ 療養費支給申請書は必ず自分で自署（サイン）をしましょう。同申請書は、施術を受けた人が柔道整復師に療養費の請求を委任するものです。負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認してください。
- ⑤ 領収書を必ずもらい、医療費通知で金額や日数の確認してください。また、医療費控除を受けるときに必要となりますので、大切に保管しましょう。



【問い合わせ先】 本庁・保険年金課（内線1132）

固定資産税に関するお知らせ

土地・家屋価格等縦覧帳簿を 縦覧できます

平成25年度の固定資産税の課税対象となる土地・家屋の評価額などを記載した「土地および家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧できます。

- ▶ 縦覧できる人 = 市内に土地または家屋を所有する納税者（または代理人）、納税管理人。
- ▶ 期間 = 4月1日①～7月1日②（土・日曜日、祝日を除く）、午前8時30分～午後5時15分。
- ▶ ところ = 本庁・課税課（全市域分）、各支所担当課（各支所管内分）。
- ▶ 縦覧内容 = ● 土地価格等縦覧帳簿…所在、地番、地目、地積、評価額。● 家屋価格等縦覧帳簿…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額。
※所有者の住所や氏名または名称、非課税物件などは記載されていません。
- ▶ 手数料 = 無料。
- ▶ 持参品 = 運転免許証や保険証など本人確認ができるもの（代理のときは委任状も必要です）。

【問い合わせ先】 本庁・固定資産税課（内線1152）※4月1日から「課税課」へ課名が変わります。

固定資産税課税台帳（名寄帳）の 閲覧と写しの申請ができます

平成25年度の固定資産税課税台帳（名寄帳）の閲覧と写しの申請ができます。

- ▶ 閲覧・写しの申請ができる人 = ①納税義務者（または代理人）、納税管理人 ②土地・家屋を借りている人で賃借料などを支払っている人 ③土地・家屋の所有者や管財人など固定資産を処分する権利がある人。
- ▶ 開始日 = 4月1日①から（土・日曜日、祝日を除く）、午前8時30分～午後5時15分。
- ▶ ところ = 本庁・課税課または各支所担当課。
- ▶ 写し発行手数料 = 1通300円（写しに証明が不要な場合は、7月1日②までは無料）。
- ▶ 持参品 = 運転免許証や保険証など本人確認ができるもの（代理のときは委任状も必要）。②は賃貸借契約書や賃借料払込領収書など資格を証明できるものも持参。また、法人の使者の場合は、法人印が押された委任状と使者の身分証明ができるものを持参（可能であれば法人印も持参）。